

組合員 資格喪失 届書

(添付書類)

- 1 組合員証 2 組合員被扶養者証
- 3 退職届書※ ※退職年金等の請求書を提出する者は除く
- 4 履歴書又は組合員期間等証明書

決 裁	課長	担当	合議	原票	貸付	物資	貯金	協会

組合員証		氏名		資格喪失・転出年月日		引き続き他の公務員になったとき									
記号	番号			平成 年 月 日		組合名	共済組合								
				(退職又は死亡の翌日)		所属所名									
退職等の事由															
11 定年		12 自己の都合		13 勲奨		14 任期満了		15 死亡(公務上)		15 死亡(公務外)		16 内部転出		17 他の公務員(外部転出)	
福祉事業の有無		組合員貸付金		有・無		組合員物資供給		有・無		組合員貯金		有・無			
任意継続組合員資格取得申出書															
カナ住所		〒				性別	生 年 月 日			年 齢					
住所		電話番号 () -				男・女	昭和 平成 年 月 日			歳					
組合員資格 取得年月日		昭和 平成 年 月 日		退職時の 標準報酬 の月額		等級		円		退職後の 就職先		1 無職 2 自営 3 民間会社等に就職 4 嘱託員等に再雇用 5 ()			
・掛金の払込方法(希望する番号に○を付けて下さい) 1. 月納 (割引なし、毎月月末に自動振替) 2. 一括納付 (割引あり、当該年度の掛金を一括して、指定した期日に自動振替)						事前申請に 関する事項		1 事前申請済み (変更なし・変更あり) } 該当する番号に○ 2 事前申請をしていない } を付けてください。		国民年金第3号		※ 有・無 被保険者			
上記のとおり任意継続組合員の資格を取得したいので申し出ます。また、任意継続掛金については私の組合員貯金口座から振替願います。 石川縣市町村職員共済組合理事長 様 平成 年 月 日 組合員氏名 印						1 組合員貯金は、任意継続組合員である間も利用できます。 2 組合員を退職した当時、被扶養者の認定を受けていれば、再び認定を受ける必要はありません。 3 「事前申請に関する事項」欄は、事前申請実施時(3月31日退職者)のみ該当する箇所に○を付けてください。1の該当者で、事前に申請した内容(住所、電話番号等)と変更点がある場合は「変更あり」に○を付けてください。 4 ※印欄は、記入しないでください。									
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。										共済組合受付日付印		印			
平成 年 月 日		職 名		所 属 所 長		氏 名									

(提出期限) 該当する日から五日以内